

【(一社) 全国 LP ガス協会からの送付文】

会員 各位

いつも大変お世話になっております。

標記につきまして、厚生労働省から経済産業省を通じて周知依頼がありました。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、  
また、直接会員におかれましては、営業所等へご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件に関するお問合せにつきましては、以下の厚生労働省へ  
ご連絡いただきますようお願いいたします。

<経済産業省から周知依頼>

関係団体ご担当者様

平素よりお世話になっております。

厚生労働省より、下記のとおり周知がありましたので、  
ご連絡をさせていただきます。

■周知内容

今般、「派遣先が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する省令

(令和 8 年厚生労働省令第 201 号)」等が公布され、

派遣労働者の更なる待遇改善を目的とした改正が、

令和 8 年 10 月 1 日より施行・適用されることとなりましたので、周知いたします。

本改正では、主に以下の点が見直されております。

1. 雇入れ時・派遣時の明示事項に「待遇の相違の内容及び理由等について  
説明を求めることができる旨」の追加
2. 「同一労働同一賃金ガイドライン」の更なる明確化
3. 公正な評価による待遇改善の促進

各関連団体・関連民間事業者におかれましては、

労働者派遣の受入れにあたり、改正内容をご了知いただくとともに、法令に基づき適正にご対応いただきますようお願いいたします。  
なお、詳細につきましては、下記 URL をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html)

■厚生労働省 問い合わせ先  
電話番号 03-5253-1111 (代表)

以上



一般社団法人全国LPガス協会

保安・業務グループ 橋爪

TEL 03-3593-3500

